

○高齢者講習実施要領の制定について

〔令和４年４月５日〕
〔例規甲（免講）第４号〕

別添

高齢者講習実施要領

第１ 目的

この要領は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第１０８条の２第１項第１２号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「高齢者講習」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和３５年山梨県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 高齢者講習の実施の委託

- 1 高齢者講習の実施は、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「規則」という。）第３８条の３及び運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習等規則」という。）第７条第２項各号に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先講習機関」という。）に委託して行うものとする。
- 2 委託先講習機関は、規則第３８条第１２項に定める基準に基づき、あらかじめ年間計画を策定し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を經由して公安委員会に報告するとともに、実施体制を確保するなど計画的な実施に努めるものとする。
- 3 高齢者講習の実施日（以下「講習実施日」という。）は、週２回を基本とし、申込み状況により可能な限り拡大するものとする。

第３ 高齢者講習指導員

- 1 委託先講習機関は、高齢者講習に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）について、その者の住所、氏名及び高齢者講習指導員の資格要件（別表第１）を満たすことを証する書面を高齢者講習指導員確認届出書（第１号様式。以下「確認届出書」という。）に添付し、運転免許課を經由して公安委員会に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、確認届出書により高齢者講習指導員としての資格要件を満たすことを確認したときは、高齢者講習指導員確認名簿（第２号様式。以下「確認名簿」という。）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより委託先講習機関に通知するものとする。
- 3 委託先講習機関は、高齢者講習指導員が資格要件を欠いたときは、高齢者講習指

導員資格喪失届出書（第3号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。

- 4 高齢者講習は、確認届出書により確認を受け、確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

第4 高齢者講習の対象者

- 1 高齢者講習の対象者（以下「講習対象者」という。）は原則として県内に居住する次に掲げる者とし、受講期間はそれぞれに掲げる期間とする。ただし、法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者（以下「更新対象者」という。）のうち、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上の者又は法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者（以下「特定失効対象者」という。）のうち法第89条に規定する免許申請書を提出した日（以下「申請書提出日」という。）における年齢が75歳以上の者は、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を更新期間満了日前6月以内に受けていなければ高齢者講習を受講することができない。また、申請書提出日における年齢が75歳以上の者のうち、法第101条の4第3項に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）に該当する者は、更新期間満了日前6月以内に運転技能検査を受けていなければ、高齢者講習を受講することができない。

- (1) 更新対象者のうち、更新期間満了日における年齢が70歳以上の者（更新期間満了日前6月以内）
- (2) 法第101条の2の規定により更新期間前に更新申請しようとする者のうち、申請日における年齢が70歳以上の者（法第101条の2に規定する更新期間前における免許証の更新を申請する日前6月以内）
- (3) 特定失効対象者のうち、申請書提出日における年齢が70歳以上の者（申請書提出日前1年以内）
- (4) 法第101条の2の2の規定により更新申請を希望する者（以下「特例優良高齢運転者」という。）のうち、更新期間満了日における年齢が70歳以上の者（更新期間満了日の直前のその者の誕生日前1月以内）
- (5) 臨時高齢者講習（法第101条の7第4項の講習をいう。以下同じ。）の対象者（通知を受けてから1か月を超えることとなるまで）

- 2 高齢者講習を受ける必要がない者は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第108条の2第2項の規定により公安委員会が行う講習のうち、講習等規則第1条に規定する基準に適合する講習を更新期間満了日前6月以内に終了している者
- (2) 法第108条の32の2の規定による運転免許取得者等教育のうち、運転免許

取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に規定する基準に適合する課程を更新期間満了日前6月以内に終了している者

第5 高齢者講習の通知

1 更新に伴う講習対象者の選別

更新に伴う講習対象者の選別は、運転免許証の有効期間が満了する日の190日前に、山梨県警察運転者管理システムの免許マスタから抽出された者を高齢者講習受講予定者名簿（第4号様式）に出力して行うものとする。

2 高齢者講習の通知

- (1) 法第101条の4第5項の規定による高齢者講習を受けるための必要事項を記載した書面の送付（以下「通知書送付」という。）は、高齢者講習通知書（第5号様式）、認知機能検査・高齢者講習通知書（第6号様式）又は認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習通知書（第7号様式）（以下「通知書」という。）により行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、講習対象者が保有する免許証の有効期間が満了する日の190日前に、通知書を送付するものとする。
- (3) 通知書送付の事務は、規則第31条の4の2に規定する法人に委託して行うことができるものとする。
- (4) 法第101条の7第5項の規定による臨時高齢者講習を受けるための必要事項を記載した書面の送付は、規則第29条の2の6に規定する臨時高齢者講習通知書を配達証明郵便等に付して行うものとする。

第6 高齢者講習の手続

1 高齢者講習の申込み

- (1) 高齢者講習の申込みは、通知を受けた者が委託先講習機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、高齢者講習の申込みを受けたときは、受講希望日、更新期間満了日等を考慮し高齢者講習予約受理簿（第8号様式）により、講習実施日を指定するものとする。
- (3) 臨時高齢者講習については、臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1月を超えることとなるまでに受けなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮するものとする。
- (4) 高齢者講習の申込み時に、更新期間満了日の間際、失効日から6月が経過する日の間際又は臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1月を超えることとなる日の間際の場合は、期限内に受講できるよう配慮するものとする。

2 高齢者講習の受講申請

- (1) 高齢者講習の受講申請は高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の6）により行うものとする。
- (2) 高齢者講習の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定める金額に相当する額面の山梨県収入証紙を、申請書に貼り付けて納付させるものとする。
- (3) 高齢者講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 通知書、運転免許証等による人定の確認
 - イ 特例優良高齢運転者については、通知書、運転免許証等による人定確認及び更新連絡書（別に定める免許証の更新予定者に送付する書面をいう。）での優良運転者（経由申請可能者）の確認
 - ウ 山梨県収入証紙の額面の金額と手数料の確認
 - エ 身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が車両の持込みをする場合の車両点検及び保険契約の確認

第7 高齢者講習の実施

1 講習時間

講習時間は、2時間（法第71条の5第3項の普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者並びに法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第3項の政令で定める基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は、実車による指導を除く1時間）とすること。

2 学級編成及び講習指導員

- (1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。
- (2) 運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。
- (3) 実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

3 講習は、別表第2に準拠し、本県の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容で実施すること。

4 教本及び視聴覚教材

(1) 教本

ア 高齢者講習で使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものとする。

- (ア) 最近における道路交通法令の改正の概要
- (イ) 最新の車両技術の活用方法及び使用時の注意事項

- (ウ) 交通公害及び地球温暖化の防止等
 - (エ) 安全な運転に必要な実践的な知識
 - (オ) 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）
 - (カ) 飲酒運転の根絶
 - (キ) 事故時の対応と応急救護処置
 - (ク) 高齢運転者と免許制度
 - (ケ) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。ただし、第2章及び第3章を除く。）
- イ 教本の冊数については原則として1冊とし、講習終了後も内容を確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

(2) 資料

山梨県における道路交通の現状及び交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料を活用するものとする。

(3) 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること及び安全運転の必要性を理解させる内容のものとする。また、プロジェクター等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ、DVDプレーヤー等の適切な視聴覚器材を備え付けること。

5 運転適性指導

(1) 運転適性指導は、次の運転適性検査器材を備えて行うものとする。

- ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(2) 検査結果は、実車指導のない者にあつては検査終了後、実車指導のある者にあつては実車指導の結果と合わせて受講者の身体機能の状態を認識させ、それに応じた安全運転を行うよう個別指導を行った後に、受講者に交付し、写しを保存するものとする。

6 実車指導

(1) 実車指導は、警察庁が示す運転技能検査等指導要領に従い行う。

(2) 実車指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。

(3) 実車指導は、原則としてコースにおいて実施すること。ただし、受講者の体調若しくは降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は、代替措置として運転シミュレーターを使用するものとし、あらかじめ降雪等により実車指

導が困難であることが想定される場合は、原則として講習日を変更して実施するものとする。

- (4) 実車指導は、普通自動車を使用し、講習中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示すること。また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

- (5) 実車指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこととし、受講者個人ごとに運転評価票（第9号様式）を作成し、安全指導に活用すること。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこととする。

- (6) 課題については、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」等を実施することとする。

- (7) 課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させるものとする。

- (8) 課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が当該不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させるものとする。

- (9) 順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

- (10) 受講者の中には、身体的機能に個人差が見られたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すよう特段の配慮をするものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

7 高齢者講習終了証明書の交付

- (1) 運転免許課長は、高齢者講習終了者に対する高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の7。以下「終了証明書」という。）の交付を委託先講習機関に行わせるものとする。
- (2) 終了証明書には、暦年ごとの一連番号（四桁）に、委託先講習機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。
- (3) 運転免許課長及び委託先講習機関は、高齢者講習終了証明書受払簿（第10号様式及び第11号様式）により終了証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、委託先講習機関は、高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。

なお、委託先講習機関においては、終了証明書の写しを作成し、保管しておくものとする。

- (4) 委託先講習機関は、更新時の高齢者講習を終了した者に対して終了証明書を交付する際は、次の事項について教示するものとする。

ア 更新及び免許申請（以下「更新等」という。）時に終了証明書を持参すべきこと及び持参しない場合は更新等手続ができないこと。

イ 法第101条の3第1項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第37条の6の規定により更新時講習が免除されること。

ウ 運転免許課、運転免許課都留分室及び警察署において更新手続ができること。

エ 受講済の特定失効対象者は、運転免許課又は運転免許課都留分室で免許申請手続を行うこと。

第8 実施結果の報告

委託先講習機関は、高齢者講習の実施結果については、交付簿を使用してファクシミリにより運転免許課に速報するとともに、高齢者講習実施結果報告書（第13号様式）に交付簿の写し及び申請書を添え、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第9 指導及び監督等

運転免許課長は、委託先講習機関が高齢者講習を適正かつ確実にを行うよう指導監督するとともに、必要な報告を求め、高齢者講習指導員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

第10 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の6）	5年

高齢者講習指導員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
高齢者講習指導員確認名簿（第2号様式）	30年
高齢者講習指導員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
高齢者講習受講予定者名簿（第4号様式）	1年
高齢者講習終了証明書受払簿（第10号様式）	1年
高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式）（写し）	3年
高齢者講習実施結果報告書（第13号様式）	1年

2 委託先講習機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の7）（写し）	1年
高齢者講習予約受理簿（第8号様式）	1年
運転評価票（第9号様式）	3年
高齢者講習終了証明書受払簿（第11号様式）	1年
高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式）	3年

別表第1

高齢者講習指導員の資格要件

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、法第108条の2第1項に規定する講習を実施する運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - (2) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(2)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（平成24年9月10日付け、警察庁丙運発第49号・丙交企発第99号）に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
 - (2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
 - イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。

ただし、改正法の施行日前に(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。

なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を指定すること。

 - (1) 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
 - (2) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間
○ 講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間） ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。				

第1号様式

高齢者講習指導員確認届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関
管 理 者

次の者を、高齢者講習指導員として確認されたく届出いたします。

記

確認を受けようとする者	本 籍				
	住 所				
	氏 名			年 月 日生 (歳)	
	現 有 資 格	教習指導員資格者証交付日	普 通	年 月 日	
			普 自 二 大 自 二	年 月 日 年 月 日	
		運転適性検査・指導者資格者証交付日	年 月 日		
	準運転適性 高齢者講習 指導員課程終了証交付日	年 月 日 年 月 日			
備 考					

注 現有資格を証する書面、運転免許証、住民票の写し、履歴書及び運転記録証明書を添付すること。

第3号様式

高齢者講習指導員資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関
管 理 者

次の者は、高齢者講習指導員としての資格要件を喪失又は高齢者講習に従事しなくなったので届出いたします。

記

本 籍		
住 所		
氏 名		年 月 日生 (歳)
資 格 喪 失 の 事 由		
従 事 し な く な っ た 事 由		
備 考		

注 従事しなくなった事由は、退職等の具体的理由をいう。

1枚目

郵便はがき

- 1 -


高齢者講習通知書

(受講の際、この通知書を必ずご持参ください。)

山梨県公安委員会

山梨県総合交通センター内
山梨県警察本部交通部運転免許課
南アルプス市下高砂825 TEL 055-285-0533

高齢者講習通知書事務受託者

矢印の方向に開いてください。 

2枚目

- 2 -

あなたの運転免許証の更新期間が近づきました。

更新手続の前に高齢者講習を必ず受講してください。

1 講習の受講義務

免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の方は、更新手続の前に高齢者講習を受講していなければ免許証の更新ができません。

2 受講期間

更新期間満了日の6か月前から更新手続をするまでの間に受講してください。

※ 期間の最終日が土曜・日曜・祝日等に当たるときは、直後の平日が期間の末日です。

※ 混雑することもありますので、早めの受講をお勧めします。

3 講習の場所及び予約申込み方法

講習は予約制です。
(速やかに予約をお願いします。)

4ページの「講習場所一覧表」に記載してある教習所等で行います。受講を希望する教習所等へ電話又は直接申し込み、受講してください。

実施日等は、場所ごとに異なりますので予約時に確認してください。

4 講習に必要なもの

- 高齢者講習通知書 (このハガキ)
- 運転免許証 ○筆記用具
- 眼鏡、補聴器等 (必要な方)
- 手数料 (5ページに記載)
- 運転に適した服装

◎ 運転免許証の自主返納と運転経歴証明書について

運転免許証を有効期間内に自ら返納された方は、身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」を取得(申請)することができます。

詳しくは、山梨県警察本部運転免許課又は各警察署免許窓口へお問い合わせください。

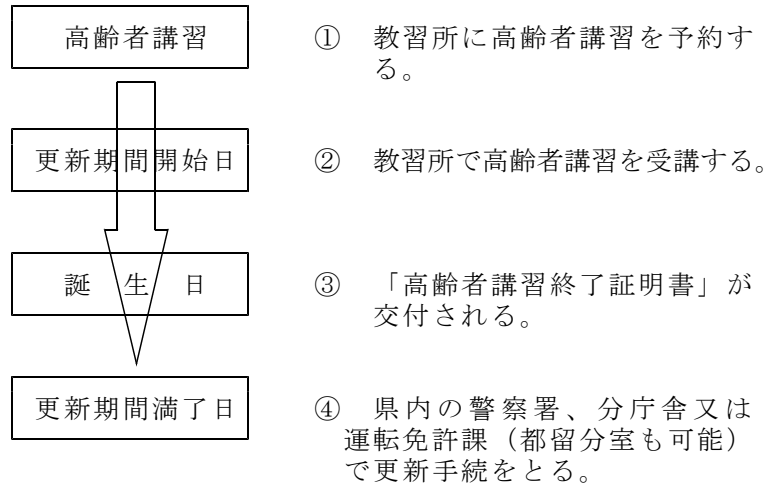
なお、運転免許証を自主返納された方は、高齢者講習を受ける必要はありません。

○ 講習場所一覧表

※ 身体障害者等の方で自己保有車両を持ち込む場合は、予約時に申し出てください。ただし、講習手数料の減額措置はいたしませんのでご了承ください。



5 免許証更新までの流れ



6 高齢者講習の時間、手数料及び内容

時 間	
手数料	
内 容	

1枚目

郵便はがき

- 1 -


認知機能検査・高齢者講習通知書

(受検・受講の際、この通知書を必ずご持参ください。)

山梨県公安委員会

山梨県総合交通センター内
山梨県警察本部交通部運転免許課
南アルプス市下高砂825 TEL 055-285-0533

高齢者講習通知書事務受託者

矢印の方向に開いてください。 

2枚目

- 2 -

あなたの運転免許証の更新期間が近づきました。

更新手続の前に認知機能検査を受検した上で
高齢者講習を必ず受講してください。

1 検査の受検・講習の受講義務

免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方は、更新手続の前に認知機能検査を受検した上で高齢者講習を受講していなければ免許証の更新ができません。

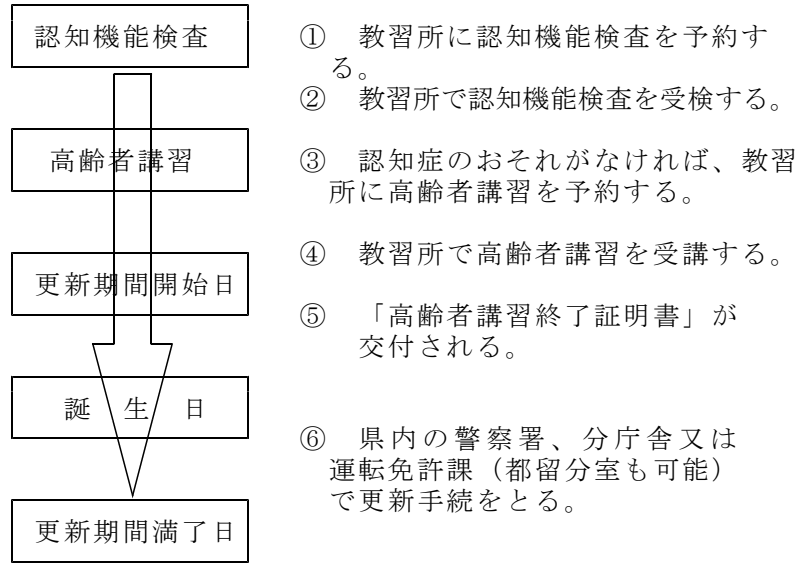
2 受検・受講期間

更新期間満了日の6か月前から更新手続をするまでの間に受検・受講してください。

※ 期間の最終日が土曜・日曜・祝日等に当たるときは、直後の平日が期間の末日です。

※ 混雑することもありますので、早めの受検・受講をお勧めします。

5 免許証更新までの流れ



- ① 教習所に認知機能検査を予約する。
- ② 教習所で認知機能検査を受検する。
- ③ 認知症のおそれがないければ、教習所に高齢者講習を予約する。
- ④ 教習所で高齢者講習を受講する。
- ⑤ 「高齢者講習終了証明書」が交付される。
- ⑥ 県内の警察署、分庁舎又は運転免許課（都留分室も可能）で更新手続をとる。

6 認知機能検査の時間、手数料及び内容

時 間		内 容	
手数料			

- ※ 認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります」に判定された方には、後日、山梨県公安委員会から医師の診断が必要な旨の連絡及び通知があります。
- ※ 医師の診断を受けない場合や、診断により「認知症」と診断された場合は、運転免許の取消し・停止処分となります。

7 高齢者講習の時間、手数料及び内容

時 間	
手数料	
内 容	

第7号様式


1枚目

郵便はがき - 1 -

認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習通知書
(受検・受講の際、この通知書を必ずご持参ください。)

山梨県公安委員会
山梨県総合交通センター内
山梨県警察本部交通部運転免許課
南アルプス市下高砂825 TEL 055-285-0533

高齢者講習通知書事務受託者

矢印の方向に開いてください。 

2枚目

あなたの運転免許証の更新期間が近づきました。 - 2 -

更新手続の前に認知機能検査及び運転技能検査を受検した上で高齢者講習を必ず受講してください。

1 検査の受検・講習の受講義務

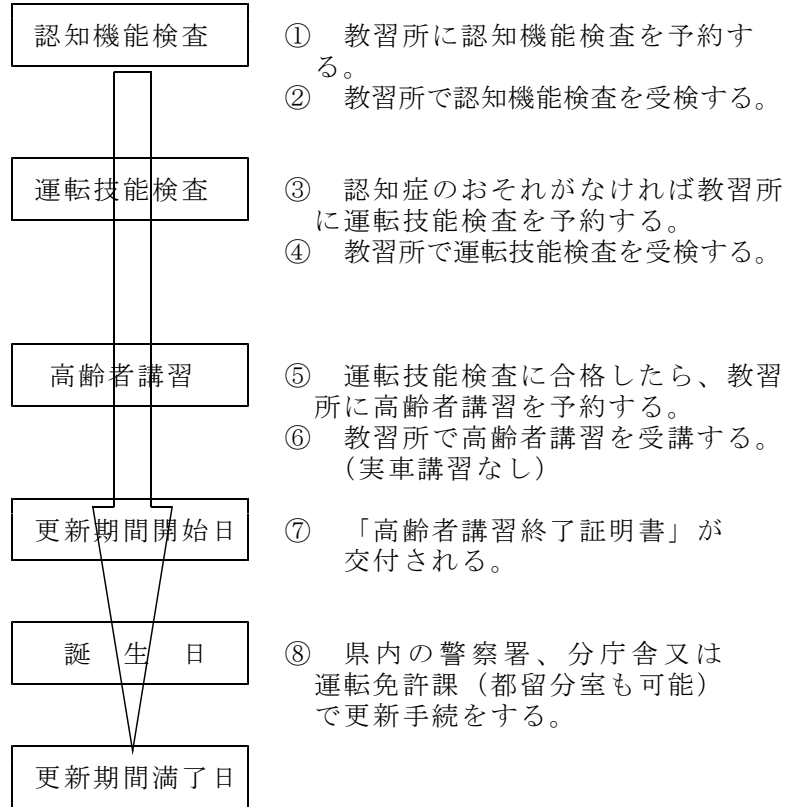
免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上なので一定の違反行為をした方は、更新手続の前に認知機能検査及び運転技能検査を受検した上で高齢者講習を受講していなければ免許証の更新ができません。

2 受検・受講期間

更新期間満了日の6か月前から更新手続をするまでの間に受検・受講してください。

※ 期間の最終日が土曜・日曜・祝日等に当たるときは、直後の平日が期間の末日です。
※ 混雑することもありますので、早めの受検・受講をお勧めします。

5 免許証更新までの流れ



6 認知機能検査の時間、手数料及び内容

時 間		内 容	
手数料			

※ 認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります」に判定された方には、後日、山梨県公安委員会から医師の診断が必要な旨の連絡及び通知があります。
 ※ 医師の診断を受けない場合や、診断により「認知症」と診断された場合は、運転免許の取消し・停止処分となります。

7 運転技能検査の時間、手数料及び内容

時 間		内 容	
手数料			

8 高齢者講習の時間、手数料及び内容

時 間		内 容	
手数料			

※ 運転技能検査に合格されているので、実車による講習が免除されます。

第8号様式

高 齢 者 講 習 予 約 受 理 簿

番号	氏 名 (年齢)	住 所 (電話番号等連絡先)	保 有 免 許 別 種	講 習 区 分	講 習 実 施 日		備 考
					月 日 (曜日)		
					希望車種	持込み	
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時			
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時			
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時			
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時			
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時			

運 転 評 価 票 (高 齢 者 講 習 用)

評価日 月 日	受講者	指導員
------------	-----	-----

実施回数		課題	不履行の評価項目		
1回目	2回目			1回目	2回目
		指示速度による走行	課題速度不履行		
		一時停止	一時不停止 (小)		
			一時不停止 (大)		
		右折	右側通行 (小)		
			右側通行 (大)		
		左折	右側通行 (小)		
			右側通行 (大)		
		信号通過	信号無視 (小)		
			信号無視 (大)		
		段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等					
<input type="checkbox"/> 時間超過		<input type="checkbox"/> 指示違反		<input type="checkbox"/> 事故	

実車による指導の中止

普通自動車を運転することができる第二種免許保有

(メモ)

(裏)

フリガナ		
氏名		
生年月日	大正 昭和	年 月 日 (歳)

日ごろ車を運転 していますか	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）は運転をしていない <input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）の間に運転をしている <input type="checkbox"/> 分からない
-------------------	---

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 5 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずちにブレーキペダルを踏んで停止してください。

- 6 他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

高齢者講習終了証明書受払簿

委託先講習機関名 ()

受払年月日	受枚数	払枚数	残枚数	取扱者	備考
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			

注1 「払枚数」欄の () 内には、誤記等の枚数を内数で計上し、その理由を備考欄に記載すること。

2 誤記等により未交付となった終了証明書は、随時運転免許課に返納すること。

第12号様式

高齢者講習終了証明書交付簿

委託先講習機関名 ()

交付番号	講習日 年月日	氏名 (年月日)	住所	性別	免許証番号	講習区分	指導員名
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時 	

高齢者講習実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

管 理 者 名

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を次のとおり実施したので報告する。

記

1 実施月日

月	日	午前	受講者	計	名	指導員	ほか	名
		午後	受講者	計	名	指導員	ほか	名
合 計		実施	回	受講者	名	指導員		名

(内訳)

75歳未満	の講習	名 (うち実車なし	名)
75歳以上 (運転技能検査無)	の講習	名 (うち実車なし	名)
75歳以上 (運転技能検査済)	の講習	名	
臨時高齢者	講習	名 (うち実車なし	名)

2 受講者

別添「高齢者講習終了証明書交付簿」の写しのとおり。

3 その他特記事項

注 高齢者講習受講申請書を添付すること。